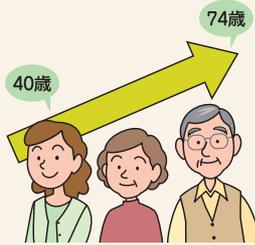


メタボリックを予防・改善するための、新しい健診に変わります

1 特定健診の対象となる方

40歳～74歳の方すべて

40歳から74歳までの国民健康保険や被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険)の被保険者と被扶養者の全員が対象となります。これまで健診を受けてこなかった被扶養者(家族)や退職した方も受けることとなります。



2 実施主体は医療保険者

市区町村ではありません

これまで市区町村などで受診していた方についても、平成20年4月から加入している各医療保険者が実施主体となります。(国民健康保険、健康保険、共済組合など)



3 特定健診の受け方

医療保険者からお知らせ

実施主体である国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者から、受診機関や受診日などについてのお知らせや、受診券・利用券などが送られますので、それに従い指定の機関で受診してください。健診は、年に1回行われます。

医療保険者から40歳～74歳までの方へ通知



健診を受診

地域などの
健診機関

地域などの
病院・診療所

医療保険者の
直営診療施設

4 特定健診の項目

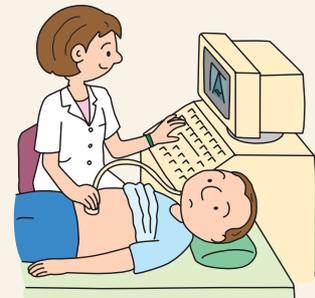
基本的な健診項目

質問票	服薬歴、喫煙歴など
身体測定	身長、体重、BMI、腹囲
理学的検査	身体診察 NEW
血圧測定	
血液検査	脂質 中性脂肪、 HDLコレステロール LDLコレステロール NEW
	血糖 空腹時血糖またはHbA1c
	肝機能 GOT・GPT・ γ -GTP
尿検査	尿糖、尿たんぱく

より詳しい検査項目

身体健診の際に医師が必要と判断した場合

心電図検査
眼底検査
貧血検査



5 保健指導の内容

メタボリックシンドロームに着目

本人に適した保健指導を実施

これまでの健診は、病気ごとの早期発見・治療が目的とされ、健診後の指導も病気ごとに行われていました。しかし、平成20年4月からは、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)およびその予備群の方を発見し、生活習慣改善の必要度に応じた保健指導が行われます。これにより、受診者本人に適した指導が受けられるようになります。

また、検査項目には、内臓脂肪蓄積のリスクを判定するため、「腹囲測定」「LDLコレステロール検査」が新しく加えられます。

特定健診・特定保健指導の判定基準により、
リスクに合わせて支援

リスクが重なりだした段階
積極的支援

個別面接で具体的なアドバイスを行い、健康に関する教室への参加促進など、継続的・定期的な支援を行います。

リスクが出現しはじめた段階
動機づけ支援

個別面接で具体的なアドバイスを行い、生活習慣の改善点を実践できるような支援を行います。

メタボリックシンドロームのリスクなし
情報提供

健診結果と同時に、一人ひとりに合った健康づくりのための情報を提供します。